

社会福祉法人小牧福祉会評議員及び役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小牧福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいい、役員等とは理事、監事及び理事長により委嘱された委員会の委員（以下「委員」という。）をいう。

(報酬)

第3条 評議員及び役員等が、その職務のため、会議に出席又は法人業務に携わったときは、評議員には定款第8条で定める金額、役員等には各年度の総額が200,000円を各々超えない範囲内において、別表1により報酬を支給する。

2 法人の職員が役員を兼ねているときは、その者には役員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員等が、その職務のため、旅行したときは、別に定める社会福祉法人小牧福祉会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を除した額を支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

別表 1

報酬支給額

役員等	報酬 (日額)				単位：円
	評議員会	理事会	監事監査	その格會議	
評議員	3,000 +源泉徴収税額				3,000 +源泉徴収税額
理事	3,000 +源泉徴収税額	3,000 +源泉徴収税額		3,000 +源泉徴収税額	3,000 +源泉徴収税額
監事	3,000 +源泉徴収税額	3,000 +源泉徴収税額	5,000 +源泉徴収税額		3,000 +源泉徴収税額
委員				3,000 +源泉徴収税額	3,000 +源泉徴収税額